

# 厚生常任委員会記録

平成30年4月5日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



平成30年4月5日 日程及び付議事件

日次	月日	摘要
第1日	4月5日(木)	案件 専決処分の報告について

## 1 出席委員氏名

委員 長	中川原豊志	委員	古賀 和仁
副委員 長	樋口伸一郎	〃	藤田 昌隆
委員	森山 林	〃	牧瀬 昭子
〃	成富 牧男		

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

市民 環境 部 長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
税 務 課 長	青木 博美

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

## 5 日 程

専決処分の報告について

[報告・質疑]

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前10時3分開議

中川原豊志委員長

厚生常任委員会を開会いたします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

専決処分の報告について

中川原豊志委員長

専決処分の報告を受けたいと思います。

執行部からの説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、専決処分について報告いたします。

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明をいたします。

厚生常任委員会参考資料の1ページをお願いします。

改正の理由といたしまして、国会において、地方税法等の一部改正が3月28日に成立いたしました。そのうち、平成30年4月1日施行のものについて、議会に諮る時間がないため、専決処分が必要となったものです。

改正の主な内容としましては、法人市民税と固定資産税、都市計画税に関するものでございます。

法人市民税につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算期間について除外する期間を定めるものでございます。

確定申告書の提出期限を延長した法人が、申告したあとに減額補正され、その後に増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた間については、延滞金は発生しないことを規定するものでございます。

次に、固定資産税関係につきましては、固定資産税及び都市計画税の土地に係る価格の特例と税負担の調整措置を3年間延長するものでございます。

固定資産税は、土地や家屋の資産の価格に対し課税されるものですが、その価格は3年ごとに見直し、その間は据え置くこととなっています。

しかし、毎年地価の下落が進み、次の評価替えまで価格を据え置くことが固定資産税の課税上、著しく均衡を失することとなったため、平成9年に、評価替え年以外でも地価が下落

した場合には土地の価格を修正することができる特例が創設されたものです。

また、負担調整措置につきましては、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の急増を緩和するための措置でございます。

以上、説明いたします。

#### 古賀友子国保年金課長

国保年金課でございます。

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告をさせていただきます。

厚生常任委員会参考資料の3ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が平成30年3月31日に公布されましたことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要につきましては、2点ございます。

まず1点目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分でそれぞれ限度額の上限が地方税法施行令で規定されておりますが、今回、医療給付費分委員54万円が58万円に引き上げとなっております。

なお、後期高齢者支援分と介護納付金分につきましては、据え置きとなっております。

改正の2点目は、国民健康保険税の軽減措置の改正でございます。

これは、国民健康保険被保険者で、低所得者の方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。

今回、軽減判定所得の改正は応益分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正を行っております。

5割軽減の判定では、これまでの基準額算定では、33万円と、27万円に世帯人数を乗じた額を加算しておりましたが、改正により、世帯人員に乗じる額が27万5,000円に引き上げとなっております。

また、2割軽減の判定におきましては、これまで、33万円と、49万円に世帯人数を乗じた額を加算しておりましたが、改正により、世帯人員に乗じる額が50万円に引き上げとなっております。

このことによりまして、5割、2割軽減の上限判定所得がそれぞれ引き上げられ、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期支援分、介護納付金、おのおの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

改正の施行日は平成30年4月1日となっております。

なお、専決処分につきましては、専決処分後、直近の議会での承認をいただくことになっておりますので、現在のところ、来る6月定例会に専決処分の承認についての議案をお願いする予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

**中川原豊志委員長**

ありがとうございました。

今、専決処分の報告がございましたけれども、確認したいこと等ございましたら、御意見をお聞きしたいと思います。

どなたかございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、以上で報告を終わります。



**中川原豊志委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

**午前10時9分閉会**



鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ⑩

